

公布された規則のあらまし

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五九号）

1 生活福祉資金貸付事業について、貸し付ける資金の種類を再編し、及び統合するとともに、それぞれの資金の貸付けを決定する際に付する条件、貸付限度額、交付方法、据置期間、償還期限及び貸付利率を定めることとした。

（第五条及び別表第一～別表第三関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定がなされる貸付金から適用することとした。